

部活動の地域展開について、部活動改革推進室にいただいているご質問の内、特に多いご質問と、その回答を下記の通りまとめました。

**Q 1** 部活動の地域展開の話を書きましたが、令和8年度は中学校の部活動に入れるのでしょうか？

**A 1** 地域展開＝部活動がなくなるということでは、ありません。  
部活動の時間は一定短縮されるものの、部員数や指導者の確保など部活動が成り立っている限り、令和8年度も中学校の部活動に入れます。  
今後は地域展開への準備が整った部活動から、段階的に地域クラブへと活動をシフトしていきます。

**Q 2** 部活動の地域展開について、今後の市の方針や具体的な取り組みについては、どのような計画がありますか？

**A 2** 部活動の地域展開の大まかな動きは、長浜市HPで公開している「[部活動の地域展開に関するお知らせ](#)」でお示ししているとおりでありますが、今後の具体的な取り組み等、地域展開の方針については中学生・保護者の方々へのニーズ調査等を行い、令和8年度末に「長浜市部活動の地域展開推進計画」を策定し、市民の皆様へ周知させていただきます。

**Q 3** 中学生は、部活動、地域クラブのいずれかに必ず参加しなければならないのでしょうか？

現在、友人達と音楽活動をしており、今後も頑張りたいと思いますが部活動、地域クラブ、両方に参加しないこともできるのでしょうか？

**A 3** できます。

部活動、地域クラブとも参加は任意で、生徒本人の自由です。その他に本人が希望する活動がある場合など、どちらにも参加しないという選択もできます。

サークル活動の様に、自分でやりたい活動を楽しむことも部活動の地域展開の一つの形であると考えています。

**Q 4** これまで、市外のクラブチームで活動していましたが、地域展開により新たに市内の地域クラブへ参加しなければならないのでしょうか？

**A 4** 市域を問わず、本人が選択されている既存のクラブチームによる活動も部活動の地域展開のひとつの形であると考えています。既存クラブで

の活動だけで十分だと判断される場合、新たに市内の地域クラブに参加する必要はありません。

**Q 5** 部活動を含めて、複数の地域クラブに参加することはできるのでしょうか？

**A 5** できます。

例えば、入学当初は学校の部活動に入り、部活動の様子を見て、本人ができる範囲で部活動に加え、地域クラブに加入することも可能です。

地域クラブの多くは、部活動と異なり、学校区による加入の制限はないため、学校区外でも自身の興味関心のある地域クラブを選び活動できます。

**Q 6** 年度途中で、活動するクラブを異動することはできますか？

**A 6** 希望する地域クラブ側が、受け入れ可能なら、できます。

ただし大会への出場をご希望であれば、種目や活動により登録・出場条件等が異なりますので、各大会の参加・運営に係る条件等を事前にご確認ください。

**Q 7** 中学校の部活動をせずに地域クラブのみで活動する場合、高校入試に不利益は生じないのでしょうか？

**A 7** 地域クラブ等、部活動以外の活動を選択した場合でも、高校入試において不利益が生じることはありません。

国のガイドラインの高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いにおいても「学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったこと等のみをもって高等学校入学者選抜において不利に取り扱うことは適切でない」「学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でない」と明確に示されています。

また、地域クラブだけではなく、学校外での本人の頑張りや努力、成果を学校が把握する仕組みもあります。

推薦入試においても、スポーツや文化活動の実績等が評価の対象とされていますが、その活動は部活動に限定されるものではなく、学外での活動も評価の対象とされています。

参考：[「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」](#)（令和7年12月文部科学省） 33 ページに上記の記載があります。

**Q 8** 地域クラブでも、これまでの部活動のように大会やコンクールに参加できるのでしょうか？

**A 8** いわゆる中体連の大会や全日本吹奏楽連盟のコンクール等でも、部活動地域展開の流れを受け、令和5年度から地域クラブの参加も認められるようになっていきます。ただし中体連の大会出場に際しては、地域クラブと部活動の二重登録はできませんのでご注意ください。

また、中体連主催の大会以外に、クラブチームのみが参加する大会などもあります。大会の参加については、活動内容に応じて、各クラブが判断されるため、そこも含め子ども達が活動したい地域クラブを判断していただくこととなります。

**Q 9** 地域クラブ活動中のケガ等の補償はどうなるのでしょうか？

**A 9** 活動中のケガ等の補償については、学校部活動であれば災害救済給付制度で補償されますが、地域クラブの活動については同制度の補償外となるため、国および本市では、同制度と同補償内容である「スポーツ安全保険」の活用を推奨しています。

他の民間保険の活用を含め、生徒・指導者が怪我等をしても十分な補償が受けられることが必要と考えています。

**Q 10** 地域クラブへの移動手段はどのようになるのですか？

**A 10** 活動場所へは、原則各自での移動（保護者送迎を含む）をお願いしております。

**Q 11** 地域クラブの活動日や活動時間の基準はあるのですか？

**A 11** 指導者や活動場所の確保等、クラブによって異なりますが、国のガイドラインでは、平日の活動時間は2時間程度、休日は3時間程度、週2日以上以上の休養日を設けることが基準とされています。

参考：[「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」](#)（令和7年12月文部科学省） 28 ページに上記の記載があります。

**Q12** 学校区外の地域クラブ活動には送迎が必要になると思われませんが、送迎できない場合、子ども自身が自転車や公共交通機関を利用して参加することは認められるのでしょうか？

**A12** 学校区外への移動については、保護者のご協力による送迎を基本に考えていますが、クラブの責任者と保護者双方の責任のもと合意があれば、生徒本人が自転車等で移動することも問題ありません。

**Q13** 部活動が地域展開した場合、部活動に比べて、保護者の負担はどのようなのでしょうか？

**A13** 地域展開後は、学校の活動ではなくなるため、一般的な習い事のように指導者への謝金や会場料、保険料などは参加費として受益者負担をいただくこととなります。長浜市では、できるだけ安価な参加費でも活動できる認定地域クラブの設置など、子ども達が活動しやすい環境整備を進めています。

**Q14** 今ある全ての部活動に、専門的に指導する指導者をつけて教員の負担を減らしても、部活動を残せないのでしょうか。

**A14** 教員が担う顧問業務は技術指導や大会引率以外にも、例えば大会運営、審判講習会への参加、相談対応、必要経費の徴収と管理等、外には見えにくい業務もあり、本市でも、地域指導者による部活動指導員を各校に配置し、技術指導や大会引率など、部活動業務の一部にご協力いただいています。

しかしながら、煩雑で幅広い顧問業務のすべてを部活動指導員が担うことは現実的に難しく、部活動指導員の配置だけでは、現状の部活動が抱える根本的な課題解消にはつながらないと考えています。

同時に、少子化による部員数の減少が進む中、指導者を配置しても、部員がいないため、単独校ではチームが組めない状況が生じていることも、地域展開を進める大きな要因となっています。

**Q15** ダンスやeスポーツなど、現在部活動にない活動がしてみたいのですが、新たにクラブをつくってもらえませんか？

**A15** 部活動にはなく、子ども達のニーズが高い種目の活動が地域クラブで展開できないか各関係者の方にお話を伺い検討しています。

指導者や活動団体の情報等をいただければ、市からも働きかけを行いますので、ぜひ情報提供ください。

**Q16** 近隣で希望する種目の受け皿となる地域クラブがない場合、保護者等で新たに地域クラブを設立する事も考えられますが、クラブ設立のノウハウがありません。その場合どうしたらよいのでしょうか？

**A16** 地域クラブ立ち上げについてのご相談は、教育委員会事務局教育指導課 部活動改革推進室（TEL：0749-65-8605）で受け付けております。お気軽にお問合せください。